

令和4年度年度計画（案）について
【ポイント】

1. 令和4年度の年度計画は、中期目標・中期計画に変更がないことから、基本的に令和3年度計画とほぼ同様の内容。
2. 令和4年度計画では、新型コロナウイルスの継続も念頭に置き、現地関係者等と、より効率的で効果的なコミュニケーションを図る観点から、
 - (1) 業務運営全体に共通する事項として、ウェブ会議と現地訪問を適切に組み合わせた現地関係者との協議等の手法の活用等を通じ、業務の質の向上に取り組む旨を記載。
 - (2) その上で、
 - ① 「現地関係者との意見交換等」については、令和3年度計画で、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も「積極的かつ柔軟に活用」としていたが、ウェブ会議も含めて、真に効率的な意見交換等ができるよう、「柔軟に活用」に変更。
 - ② 「電子化の推進」については、令和3年度計画で、ウェブ会議やテレワークのシステムを「最大限活用」としていたものを、ウェブ会議等を含めて、真に効率的な業務執行となるよう、「状況に応じて有効に活用」に変更。
3. 上記のほか、
 - ① 林業者等の将来性を考慮した債務保証を、令和4年度下半期の早い段階で本格導入することを記載。
 - ② 漁業災害補償関係勘定における短期借入金の限度額を、令和3年11月に農林水産大臣から認可を得ていることから、110億円から227億円に変更。